加算対象事業所向け

甲府市地域生活支援拠点について

令和3年9月

令和4年10月改定

甲府市障がい福祉課

**【用語の定義】**（厚生労働省　「地域生活支援拠点等　パンフレット」から一部抜粋）

◆地域生活支援拠点

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談機能の強化、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を持つ場所や体制のこと。

◆地域生活支援拠点の「整備」

地域生活支援拠点を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

◆地域生活支援拠点の「整備目的」

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための機能を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

◆地域生活支援拠点の「整備手法」

地域生活支援拠点の機能強化を図るため、国は５つの機能を集約し、グループホームや障がい者支援等に付加した「多機能拠点整備型」、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示している。本市では市内の複数の障害福祉サービス事業所が各機能を分担して担う「面的整備型」にて事業を行う。

地域生活支援拠点の必要な機能

地域生活支援拠点事業には、地域の事業所の支えが必要です！

◆地域生活支援拠点の必要な機能

障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための以下の機能を備える。

①相談

②緊急時の受け入れ・対応

③体験の機会・場

④専門的人材の確保・養成

⑤地域の体制づくり

**【甲府市地域生活支援拠点について】**

本市では国の示す機能の①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、⑤地域の体制づくりを優先的に行う。また、地域生活拠点事業の業務を行うコーディネーターを配置している。

◆コーディネーターの役割

・基幹相談支援センター（セルフプラン対象者、サービス未申請の対象者）や特定相談支援事業所からの相談に対応。

・緊急時の支援が見込めない障がい者に対しリスクアセスメントを実施し「緊急時支援シート」を作成、支援チームと共有する。

・緊急事態（介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき）の発生時に、相談や必要なサービスのコーディネート、その他必要な支援を行う。

・甲府市地域自立支援協議会と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保（面的整備）や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

◆各機能の具体的な内容

①相談

コーディネーターは基幹相談支援センター、または特定相談支援事業から相談を受け、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態が生じた場合相談に応じ、必要なサービスのコーディネート、その他必要な支援を行う。

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う（詳細はP4）。

③体験の機会・場

親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

④地域の体制づくり

コーディネーターは相談、緊急受け入れ等を通じ地域の課題を把握し、甲府市地域自立支援協議会と連携する中で地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行う。

◆地域生活支援拠点事業　事前登録対象者

1. 同居者があっても、高齢、障がい、疾病等のため、同居者の緊急時に障がい者の支援が見込まれな

い状況にある者

1. 同居の家族がいるが、主介護者が一人であるため、主介護者の緊急時に障がい者の支援が見込ま

れない状況にある者

　(3)居宅において単身であるため、緊急時支援が見込めない状況にある者

　(4)いわゆる老障世帯であって当該対象者は社会性が乏しく、親亡き後の生活はサービスの利用が見込

まれ、かつ地域生活が可能な者

(5)障害支援区分の認定を受けていること

　　※甲府市地域自立支援協議会を通じて、必要に応じ検討を行う

◆緊急時の対応・受入れ調整に係る体制について

（１）目的

　短期入所等を活用した常時の緊急時受入体制を確保し、その上で介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急の受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う。

（２）緊急時の相談体制

コーディネーターによる24 時間 365 日の相談体制 （夜間、休日は転送電話による連絡体制）

※初動、かけつけ対応については、次のとおりとする。

※基本的には、「介護者の急病や障がい者の状態変化等により居宅生活が困難と認められるとき」が緊急対応の対象事案となる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間帯 | 対 応 機 関 | 備 考 |
| 日中（平日） ※各事業所の業務時間内 | ・相談支援事業所・基幹相談支援センター | 居住系及び日中活動系サービ スの利用中、及び担当する相談 支援専門員の業務時間内に生じた緊急事態への初期対応は、当該事業所等が行うことを原則とする。 |
| 深夜、早朝、祝日等 | ・24時間相談受付の機能強化型相談支援事業所・地域生活支援拠点事業らいぶ | 相談受付について・**24時間体制のある**機能強化型相談支援事業所の事業登録者は、特定相談支援事業所へ連絡。・**24時間体制のない**相談支援事業所の対象者については「らいぶ」へ連絡。 |

※かけつけ支援は、事業登録者を原則とする。

（3）緊急対応

・相談支援専門員はコーディネーターと共に、緊急事案に係る相談や支援調整を行う。

・緊急時の相談があった場合、早急に相談支援専門員とコーディネーターが連絡を取り、情報収集を行う。

・緊急対応が必要と認められる場合は、相談支援専門員、コーディネーターが短期入所等の受入れ先の確保、または医療機関との連携・相談を行う。

・やむを得ず自宅で過ごすことが困難と認められる場合、相談支援専門員とコーディネーターが協力し、緊急短期入所受入施設等への移送方法の確保や、必要な情報の提供を受入施設に対し行う。

・介護を行う者の疾病その他の緊急の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合「緊急時支援シート」を元に支援を調整するが、必要に応じて、警察、消防署、保健所等への通報を行う。

・特定相談支援事業所の開催する緊急対応後の支援調整会議への参加など、事態の解決が認められるまで一連の支援に関わる。

※短期入所事業所（緊急時短期入所受入）

・緊急時短期入所受入の相談に対し速やかに調整等を行い、受入れ可否の返答を行う。

・特定相談支援事業所の開催する緊急対応後の支援調整会議へ参加。

・短期入所の支給決定がある場合、当該費用は事業所から本人に請求する。

　　　※居宅介護等（緊急対応支援）

　　　・緊急時対応支援の相談に対し速やかに調整を行い、支援対応可否の返答を行う。

　　　・特定相談支援事業所の開催する緊急対応後の支援調整会議への参加。

・居宅介護等の支給決定がある場合、当該費用は事業所から本人に請求する。

★以下の場合は現段階では登録対象とならないため自宅で住み続けることを観点に相談を受け、支援の助言を行う。下記の場合は必要に応じて関係機関を紹介する。

※６５歳以上の高齢者

地域包括支援センターの情報提供を行い、介護保険制度における支援体制確立を目指す。

※１８歳以下の児童

児童相談所・子育て支援課・母子保健課等へ情報提供を行い、児童福祉法における支援体制確

立を目指す。

**【地域生活支援拠点事業に関わる加算について】**

〔前提条件〕 甲府市地域生活支援拠点の機能を担う事業所については、運営規程に拠点の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点として認めることを要する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機能 | 対象事業 | 加算名 | 加算単位 | 要件 |
| 相談機能の強化 | 相談支援事業所対象：児童・成人 | 地域生活支援拠点等相談強化加算 | 700 単位／回月４回を限度 | 特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行ったことを評価する加算。 |
| 緊急時の受入れ | 短期入所対応の機能の強化 ・緊急時の受入れ・対応を行ったことを評価する加算 | 地域生活支援拠点登録に係る加算 | 100 単位／日 | サービス利用開始日について、100 単位を加算可能（緊急時の受入れに限らない）。 |
| 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） | 180 単位／日 | 介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して７日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算可能。 　※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 |
| 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） | 270 単位／日 |
| 定員超過特例加算 | 50 単位／日 | 「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。（10 日を限度） |
| 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 | 緊急時対応加算 | 100 単位／回 | 緊急時の対応を評価する加算。（月2回を限度） |
| +50 単位／回 | 地域生活支援拠点の場合 |
| 自立生活援助 | 緊急時支援加算（Ⅰ） | 711 単位／日 | 緊急時の対応を評価する加算。 |
| +50 単位／回 | 地域生活支援拠点の場合 |
| 地域定着支援 | 緊急時支援費（Ⅰ） | 712 単位／日 | 緊急時の対応を評価する加算。 |
| +50 単位／回 | 地域生活支援拠点の場合 |
| 体験の機会・場の提供機能の強化 | 日中活動系サービス | 体験利用支援加算 | 500 単位／日（初日から５日目まで） +50 単位／日（地域生活支援拠点の場合） 250 単位／日（６日目から 15 日目まで） +50 単位／日（地域生活支援拠点の場合）  | 拠点等としての機能を担う場合の日中活動系サービスや、地域移行支援に関する体験利用の支援・受入れを評価する加算。 |
| 地域移行支援 | 体験利用加算 |
| 施設入所支援 | 体験宿泊支援加算 | 120 単位／日 | 地域生活支援拠点の登録されている場合。 |
| 地域移行支援 | 体験宿泊加算体験宿泊加算（Ⅰ） | 300 単位／日+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合） | 15日を限度とする。 |
| 体験宿泊加算（Ⅱ） | 700 単位／日（夜間及び深夜における支援あり）+50 単位／日（地域生活支援拠点の場合） | 15日を限度とする。 |
| 専門的人材の確保・養成の機能の強化 ・手厚い体制や個別特性に対応する支援を評価する加算 | 生活介護 | 重度障害者支援加算重度障害者支援加算（Ⅱ） | ７単位／日 | 体制を整えた場合｛強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した場合｝強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算可能 （ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算不可）。 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 |
| 180 単位／日（加算を算定した日から起算して180日以内は+500単位） | 支援を行った場合｛強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合｝ 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算可能（当該基礎研修修了者１人の配置 につき利用者５人まで加算可能）。※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。 |
| 地域の体制づくりの機能の強化 | 特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。） | 地域体制強化共同支援加算 | 2,000 単位／月 | 支援困難事例の課題共有を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算。本市での取り扱い：緊急対応後の支援調整会議やグループホームでのアセスメント後の評価会議等を相談支援専門員が主催し、課題検討を行うこと。コーディネーターが会議参加し、地域課題を整理し、甲府市地域自立支援協議会に報告することを要件に請求可能とする。当該計画相談支援対象障がい者等に対して、障害福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行い、必要事項を記録し、コーディネーターに提出する。指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援障がい者等１人につき、月１回を限度として加算可能。 |

**【地域生活支援拠点における事業所としての登録について】**

甲府市地域生活支援拠点の面的機能を担い、協力・連携を図る事業所は、市への届出を必要とします。

届出が受理され、市が管理する事業所名簿に記載された事業所については、以下の取扱いとします。

（１）地域生活支援拠点の面的機能の一部を担う事業所として、市のホームページ等において公表します。

（２）地域生活支援拠点に係る加算が請求可能となります。

（３）他市町村の事業所の登録については、障がい福祉課サービス支援係へお問い合わせください。

**○地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握**

 ～Ｐ（Plan）Ｄ（Do）Ｃ（Check）Ａ（Action）サイクルの活用～

地域生活支援拠点に必要な機能が適切に実施されているか、また、地域の実情に適しているか、様々な地域課題に対応できているか等を視点に置き、今後も十分な検討・検証を行う必要がある。

このため、定期的又は必要な時に自立支援協議会等を活用し、地域生活支援拠点に必要な機能の実施状況の把握に努めるとともに、随時見直しを行い、機能の充実・発展を図るものとする。